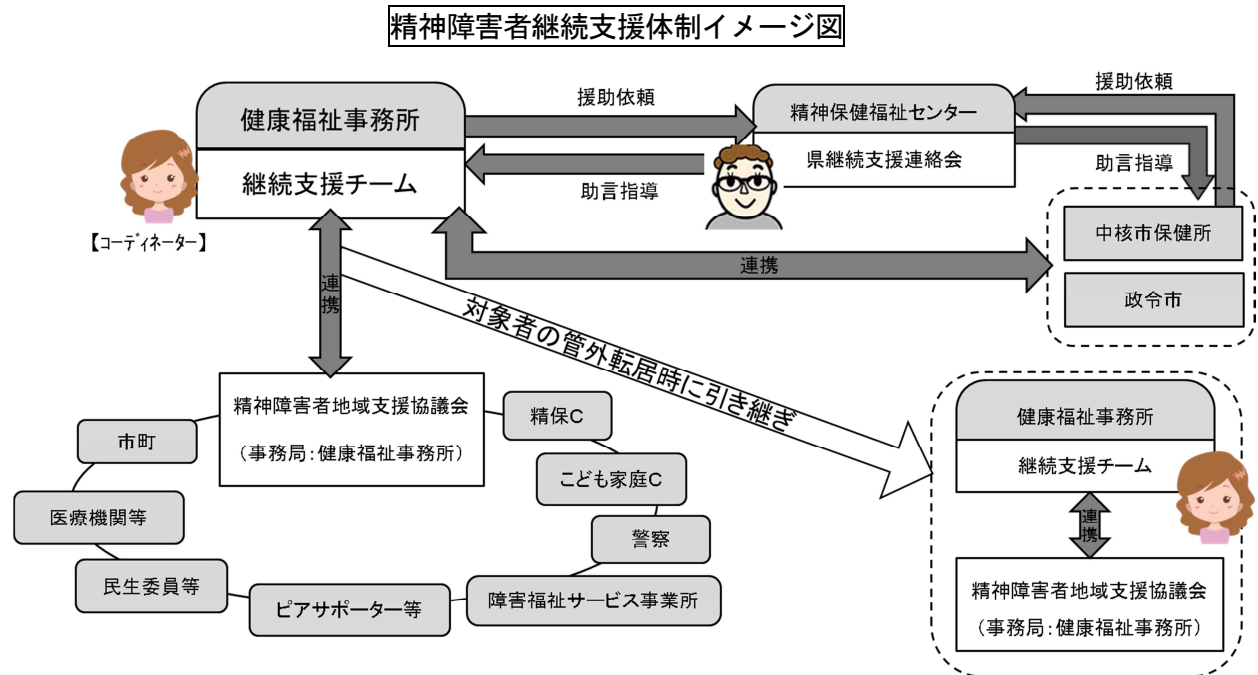


## 精神障害者継続支援体制の構築について

平成 28 年 12 月 兵庫県健康福祉部

## 1 精神障害者継続支援体制の構築

平成 28 年 4 月より各健康福祉事務所に精神障害者継続支援チームを設置し、措置入院者等が必要な医療を中断することなく地域で安心して暮らすために、健康福祉事務所の保健師が入院中から医療機関を訪問し、本人や家族への助言・指導や関係機関との連携を図っている。



## (1) 健康福祉事務所「精神障害者継続支援チーム」の設置

- (ア) 措置入院者等の個別対応方針の決定と支援、継続支援評価の実施
- (イ) 精神障害者地域支援協議会への情報提供
- (ウ) 転居時の転居先健康福祉事務所（保健所）への引継ぎ

## (2) 県精神保健福祉センター「県精神障害者継続支援連絡会」の設置

- (ア) 健康福祉事務所「継続支援チーム」への助言指導
- (イ) 全県課題の解決に向けた研修会の開催

## (3) 精神障害者地域支援協議会の設置

- (ア) 関係機関の役割の明確化と連携強化
- (イ) 「行政・警察・医療」連絡会議、「地域移行・地域定着」連絡会議の開催
- (ウ) 個別事例検討会の開催

## 2 措置入院者の支援に係る会議の設置

措置入院者の入院治療の必要性等について、専門的な助言を行う第三者機関の設置を予定

※平成 28 年 7 月に発生した相模原事件後、厚生労働大臣や検討チームの視察があるなど、本県事業が注目されており、引き続き精神保健医療体制の強化を進めていく予定

(担当：障害福祉局 障害福祉課 精神障害福祉班)